

知立市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、平成31年3月20日
付けで提出された住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行ったので、同項の規
定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和元年5月17日

知立市監査委員 坂田 郁雄

知立市監査委員 高木 千恵子

与えている。尚、土地■■■■の南側の水路側に違法に境界杭を追加して、あたかも境界を越境していない様にカモフラージュしている。この件について、2019年10月7日に知立市に対して住民指導を申し入れたが、知立市は市有地占拠解消の納期を明確にせず、半年後の3月20日でも是正されない状況である。水路及びその側道の市有地は、全市民に対して平等に使用できることが原則である。

本請求の目的

- (1) 上記の市有地占拠の解消と損害賠償請求。カモフラージュした境界杭の撤去。
- (2) 本件の様な水路使用方法が可能であることを全市民に公に知らせること。
- (3) 知立市の他地域で、本件の様な水路の使用方法に対して、市民から許可申請があった場合、許可することを公に知らせること。
- (4) 本件の水路敷地に誰でも立ち入ることが出来ることを公に知らせること。
- (5) 本件の水路使用方法が違法な場合、どの様な理由で市が使用許可をしたのか公に知らせること。

※公とは、個人情報に配慮しつつ、知立市のホームページと公報で知らせることを示す。

添付書類

- (1) 境界確定通知書の抜粋 8知土第 ●-●●号 平成8年5月31日
- (2) 登記済証の抜粋 名古屋法務局刈谷出張所 8. 6. 24 処理
- (3) 境界立会確認書の抜粋 平成28年4月

の太文字。

(1) 上記の市有地占拠の解消と損害賠償請求。カモフラージュした境界杭の撤去。

建築基準法及び消防法の遵守。

3. 添付書類に詳細な情報を追記致します。

(1) 境界確定通知書の抜粋 8知土第 ●-●●号 平成8年5月31日

の書類全4ページの内、3/4に詳細情報を追記(添付書類の3ページ目)

(2) 登記済証の抜粋 名古屋法務局刈谷出張所 8.6.24処理

書類全4ページの内、3/4に詳細情報を追記(添付書類の7ページ目)

(3) 現場写真の書類全2ページに詳細情報を追記(添付書類の11ページと12ページ)

4. 追加添付書類

(1) 登記済証の抜粋 名古屋法務局刈谷出張所 8.6.24処理

の資料を1ページ追加します。資料右上に13ページ 5/5と表記。

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の
所定の要件を具備するものと認め、一部補正を求めた上、平成31年4月9日付けでこれを受理
した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求人は、知立市所有の土地（以下、「本件土地」という。）を権限なく占有している状態の解消と損害賠償請求することを求めていることから、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実に当たるか否かを監査対象事項とした。

2 監査対象部署

建設部土木課を監査対象とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人より新たな証拠の提出はなかったが、令和元年5月8日に請求書における請求の要旨を補足するための陳述があった。その際、法第242条第7項の規定に基づき関係執行機関の職員の立会いを認めた。

請求人の陳述は概ね請求書および補正書の記載に沿って行われた。

4 関係執行機関の陳述

建設部土木課（以下「担当部局」という。）を対象として、令和元年5月8日に陳述の聴取を実施した。

担当部局の職員の陳述の概要は次のとおりである。

ア 本件土地を知立市が管理することとなった経緯について

平成8年当時は、無地番地であり国有財産として国が管理していたものを、平成14

う働きかけを行っていく。

オ 水路敷地の使用について

請求人の要旨における「水路及びその側道の市有地は、全市民に対して平等に使用できることが原則である。」については、今回の案件は用水路で、用水路敷地は利用者及び管理者が主に使用するものであるため一般的に誰もが平等に利用できるものではない。

5 実地調査

令和元年5月8日の陳述後、現況確認を行った。請求人の示す一戸建て及び塀等の構造物、2つの杭の存在を確認することができた。

6 関係職員への事情聴取等

請求書及び証拠書類について調査を行うとともに、関係職員から聴取を実施した。

第3 事実の確認

監査対象事項に関し、陳述及び質疑等を踏まえ、次のとおり事実を確認した。

- 1 本請求の目的において、「(1) 上記の市有地」、「(2) 本件の様な水路使用方法」、「(3) 本件の様な水路の使用法」、「(4) 本件の水路敷地」、「(5) 本件の水路使用方法」と記載をされているが、これらは請求の要旨に記載の『知立市■■■■■■■■●●-●と●●-●に昨年建設した一戸建て及び塀等の構造物は、隣接する市有地である水路北側の側道境界を越境して市有地を占拠している』という部分を指していると請求人に確認した。
- 2 請求人が提出した添付書類 (1) 境界確定通知書の抜粋において県が確定したのは、県道と

民有地との境界であり、図面に記載された筆界寸法を愛知県が確定したものではない。また、通常筆界を確定する場合は隣接する土地所有者の立会いのもと、添付資料（３）のような境界立会確認書が作成されるが、本件土地においては境界が確定していないためこのような書類はない。また、担当部局より資料として提出された本件土地及び周辺土地の法務局による地積測量図等においても寸法は記載されていない。このことから本件土地においては境界が確定されていないと判断できる。

- 3 境界が確定していない土地について、市が管理を行う上で境界を確定することが不可欠であることは明白ではあるが、本件土地のような国から譲与を受けた土地はその数も多いため、境界を確定させるためには多額の費用を要し、財政的な検討及び測量箇所の選定等の手法の検討が必要となる。また境界確定は確定させる土地の隣接土地所有者からの申し出が必要であるが、本件土地において担当部局は何度か A 氏に境界を確定するよう協議を行っているが、費用面等の理由から理解が得られない状況であることから難しいものと判断される。

第４ 監査委員の判断

以上を踏まえ、次のとおり判断した。

- 1 本件土地の管理を違法若しくは不当に怠る事実があるかについて

「財産の管理を怠る事実」の違法若しくは不当に怠ったといえるかを検証する前提として、請求人が述べている市有地の占拠の可能性については、その境界が問題となる。本件土地においては、平成１４年４月に国から本市の財産として所有権が帰属した時点で、境界が確定して

いたものではなく、現段階においても水路の正確な位置・幅は確定していない。そのため、財産の違法若しくは不当な管理に当たるか否かについては、境界が確定され市有地が占拠されている事実が確認できた場合に論ずるべきであり、境界が確定していない段階においては結論が出ないものとする。

また、市有地を占拠しているものに対しては、その排除についての是正措置を講じるべきではある。しかしながら、上記の通り本件土地においては境界が確定していないこともあり、市が管理すべき財産の範囲を特定することができない。従って、申請人が申し出ている「昨年建設した一戸建て及び塀等の構造物」や「カモフラージュした境界杭」についても、市有地が占拠されている部分か特定することができない。その為にも境界確定を行い、その所有権を明確にすることが前提であるとする。しかし、その境界確定を市が積極的に行わないことについては、国から譲与を受けた本件土地のような無地番地が市内に多数存在し、そのほとんどの境界が確定されていない状況において、その境界を確定するために予算を配分することは財政的に困難であり、隣接する土地所有者からの申請や開発等の機会を捉えて行うことはやむを得ない対応である。また、現在も、境界確定が行われていない状況を改善すべく、担当部局は A 氏と境界確定について何度も協議を行っている。「財産の管理を怠る事実」とは、行政実例では「公有財産を不法に占有されているにもかかわらず、何らの是正措置を講じない場合等をいう」（自治省行政課長通知 昭和38年12月19日）とされている。このことから、市が違法若しくは不当に財産の管理を怠っているという事実があるとまでは認められない。

第5 監査の結果

以上のことから、監査委員合議の結果、本件請求には理由がないものと判断し、棄却とする。

第6 監査委員の意見

法定外公共物である道路や水路は、その数の多さや境界確定等の種々の問題があり、その管理の難しさについては理解できるところではある。しかしながら、市には公有財産を適切に管理する義務があるため、市民に不審感を抱く要因を持たれぬよう境界の確定について更に協議を進めること、境界が確定された際に財産管理上の支障があるものがある場合は、速やかに適正な対応がとられることを要望する。